

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	庁舎利用許可の取消し	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市庁舎管理規則第 15 条第 2 項	
法令(例規)番号	昭和 41 年 11 月 21 日規則第 17 号	
関 係 条 項	同規則第 13 条	
所 管 課 係 名	総務課総務係	
処 分 基 準	基 準	<p>(許可証)</p> <p>第 15 条 庁舎管理者は、第 13 条の規定により許可を与えるときは、当該申請者に許可証(様式第 2 号)を交付しなければならない。</p> <p>[第 13 条] [様式第 2 号]</p> <p>2 庁舎管理者は、申請者が前項の許可に付けた条件若しくは指示に従わないとき、又はそのおそれがあると認めるときは、許可を取り消すことがある。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	報告書の閲覧の中止等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市長の政治倫理に関する条例施行規則 第 11 条第 5 項	
法令(例規)番号		
関 係 条 項	同規則第 11 条第 1 項～第 4 項、第 6 項	
所 管 課 係 名	総務課総務係	
処 分 基 準	基 準	<p>第 11 条 条例第 7 条第 2 項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日から、することができる。</p> <p>2 条例第 7 条第 2 項の規定による報告書の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、条例第 7 条第 2 項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、市長が定める。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	過料処分	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市行政財産使用料条例第 4 条	
法令(例規)番号	昭和 51 年 3 月 25 日条例第 1 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	総務課総務係 ほか	
処 分 基 準	基 準	<p>(過料)</p> <p>第 4 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—聴聞	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	庁舎からの退去命令等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市庁舎管理規則第 17 条	
法令(例規)番号	昭和 41 年 11 月 21 日規則第 17 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	総務課総務係	
処 分 基 準	基 準	<p>(退去命令等)</p> <p>第 17 条 庁舎管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者(第 13 条の規定により許可した者の行為を含む。)に対して庁舎の管理上必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から直ちに退去することを命ずるものとする。</p> <p>【第 13 条】</p> <p>(1) この規則に違反する行為をしている者</p> <p>(2) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を庁舎に持ち込み、又は持ち込もうとする者</p> <p>(3) 粗暴な行動若しくは精神錯乱又はでい酔等により他人に迷惑をおよぼし、又は庁舎の施設を破壊し、損傷し、汚損し、若しくはこれに落書きし、又はこれらの行為をするおそれのある者</p> <p>(4) 火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(5) 放歌、高唱し、若しくはねり歩く等の行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(6) 通行の妨害となるような行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(7) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売りをする者</p> <p>(8) 職員に面会を強要する者</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、庁内の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	庁舎への立入りの制限等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市庁舎管理規則第 16 条	
法令(例規)番号	昭和 41 年 11 月 21 日規則第 17 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	総務課総務係	
処 分 基 準	基 準	<p>庁舎内での執務の確保及び庁舎利用者の安全確保に支障があると認められる場合に庁舎への立入りの制限等をするもので処分するか否かは、個別具体的に検討する。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(令和 2 年 4 月 1 日更新)

処 分 名	市政功労章の表彰の取消し	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市顕彰条例 第 7 条	
法令(例規)番号	昭和 36 年 10 月 5 日条例第 22 条	
関 係 条 項	同条例第 2 条	
所 管 課 係 名	総務課 秘書係	
処 分 基 準	基 準	<p>市長は、被表彰者がいずれかに該当するとは、表彰を取消し、功労章を返還させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 懲役及び禁錮の刑に処せられたとき。 (執行猶予を付されたものも含む) 2 公務員の場合、懲戒の裁判により免職されたとき又は懲戒の処分により免職されたとき。 3 素行がおさまらないなど、功労者として面目を汚したとき。 4 その他市政功労者として著しく名誉を失したと市長が認めるとき。
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	<p>勲章褫奪令（明治 41 年勅令第 291 号）</p> <p>表彰の取消しにあたっては、「美唄市政功労者表彰審議会」の意見を徴した後、市長が決定するものとする。</p> <p>意見陳述の手続——聴聞</p>	